

厚木市特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等における
実費徴収に係る補足給付支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が負担する実費に係る費用に対し、予算の範囲内においてその一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び運営基準において使用する用語の例による。

(補足給付対象)

第3条 補足給付（教育・保育給付認定保護者等が負担する実費に係る費用に対する補助をいう。以下同じ。）の対象は、次に掲げる費用とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品、文房具等に要する費用
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用

(支給の対象)

第4条 前条第1号に掲げる費用に対する補足給付は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に行うものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属していること。
- (2) 教育・保育給付認定保護者及びその子どもが市内に在住していること。
- (3) 教育・保育給付認定子どもが法第31条第1項の規定による確認を受けた幼稚園又は認定こども園において、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特例保育の提供を受けていること。

2 前条第2号に掲げる費用に対する補足給付は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に行うものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限る。法第7条第10項第5号に掲げる事業に該当するものを除く。）の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。）に係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもを養育する者であること。

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平

成26年政令第213号。以下「令」という。) 第4条第2項第2号に掲げる市町村民税所得割合算額をいう。) が77,100円以下である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下「負担額算定基準子ども等」という。) が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(2) 施設等利用給付認定保護者及びその子どもが市内に在住していること。

(補足給付対象期間)

第5条 補足給付の対象期間は、年度を単位とし、前条の規定による要件に該当する期間とする。この場合において、前条第2項第1号に掲げる市町村民税所得割合算額の判定には、当該年度分の市町村民税を用いることとする

(補足給付の額)

第6条 補足給付の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる費用 教育・保育給付認定子ども1人につき月額2,700円

(2) 第3条第2号に掲げる費用 施設等利用給付認定子ども1人につき月額4,900円

2 教育・保育給付認定保護者等が負担した当該経費に係る額が前項の規定により算定した補足給付の額に満たない場合は、当該負担額に相当する額を補足給付の額とする。

(補足給付の申請)

第7条 補足給付を受けようとする教育・保育給付認定保護者等は、実費徴収に係る補足給付支給申請書兼請求書に次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる費用の補足給付を受けようとする場合 児童が利用する施設の実費徴収額証明書、第4条第1項第1号に掲げる要件を証明する書類及び補足給付の受給に係る報告書

(2) 第3条第2号に掲げる費用の補足給付を受けようとする場合 副食材料費に係る支払額を証する書類

(補足給付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、補足給付の額を決定するものとする。

(補足給付の通知及び支給)

第9条 市長は、前条の規定により補足給付の額を決定したときは、速やかに補足給付決定通知書により通知し、補足給付を行うものとする。

(変更の届出)

第10条 第8条の規定により補足給付の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、補足給付の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに文書によりその旨を市長に届け出るものとする。

(返還)

第11条 市長は、支給決定者が偽りその他の不正な手段により補足給付を受けたときは、決定を取り消し、又は既に支給した補足給付費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の厚木市特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等における実費徴収に係る補足給付支給要綱の規定は、令和元年10月1日以後の月分に係る補足給付について適用し、同年9月以前の月分に係る補足給付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年9月以前の月分に係る補足給付対象経費及び補足給付額にあっては、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、支給認定保護者が負担した当該経費に係る額が次に掲げる補足給付額に満たない場合は、当該負担額に相当する額を補足給付額とする。
 - (1) 支給認定保護者に対する日用品、文房具等に要する費用 支給認定子ども1人につき月額2,500円
 - (2) 支給認定保護者に対する副食材料費に要する費用 支給認定子ども(1号認定の子どもに限る。)1人につき月額4,500円

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行し、同年4月1日から適用する。